

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(2) 組合制度 ②

全国中小企業団体中央会

第2問

次の記述は、中小企業基本法（平成11年12月3日改正）の「第2章 基本的施策」に定める「第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進」に係る条文である。

□の中に該当する語句を下記の語群の中から選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。なお、同じ記号の場所には同じ語句が入り、また、各語句は、1つの記号に対してしか使わないものとします。

（経営の革新の促進）

第12条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、□A又は新役務を開発するための技術に関する□Bの促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための□Cの促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな□Dの導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（創業の促進）

第13条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する□Eの提供及び研修の充実、創業に必要な□Fの円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

（□Gな事業活動の促進）

第14条 国は、中小企業の□Gな事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい□Hを有する技術に関する□Bの促進、□Gな事業活動に必要な□I及び資金の□Jその他の手段により調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔語群〕

- | | | | |
|------------|-----------|----------|----------|
| 1. 経営資源 | 2. 株式又は社債 | 3. 資金 | 4. 設備の導入 |
| 5. 人材の確保 | 6. 事業転換 | 7. 企業展開 | 8. 創造的 |
| 9. 創意工夫 | 10. 競争関係 | 11. 研究開発 | 12. 流通構造 |
| 13. 経営管理方法 | 14. 新規性 | 15. 独立性 | 16. 創業者 |
| 17. 活力 | 18. 情報 | 19. 市場 | 20. 新商品 |

〔解答〕

第2問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
20	11	4	13	18	3	8	14	5	2

(以下、平成15年8月5日付・第1547号)

インフォメーション

東京都中央会・多摩連絡所(立川)をご利用ください!

東京都中央会では、7多摩中小企業会館(立川市)に「多摩連絡所」を設置しています。毎週火曜日には、組合の設立や運営、決算関係の手続きをはじめ、組合全般に関するご相談をお受けしています。お気軽にご相談、ご利用ください。

相談日 毎週火曜日 午前9時30分～午後5時

場所 多摩中小企業会館 地下1階(立川市錦町2-2-32 ☎042-525-6811)

相談に来訪の方は、相談内容と来訪時間を本会振興課(☎03-3542-0386)まで、事前にご連絡いただければ幸いです。

中小企業者に対する 少額減価償却資産損金算入制度の拡充

Q 平成15年度税制改正により、中小企業者に対する少額減価償却資産損金算入制度が拡充されたと聞いています。どのような改正がなされたのですか。

A この拡充された制度は、中小企業者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合には、その取得価額全額の即時損金算入を認める制度である。

従来は取得価額10万円未満の少額減価償却資産について一時の損金算入を認めてきた。この範囲が中小企業者に限り10万円未満から30万円未満に広がることとなるが、中小企業者以外は従来通り、10万円未満の限度額が適用される。

この「中小企業者」の範囲には個人事業者のほか中小法人が含まれる。個人事業者の場合は、常時使用する従業員の数が、1,000人以下であること、法人の場合は、資本又は出資の金額が1億円以下の法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人及び協同組合等がその範囲とされる。中小法人であっても、発行株式の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人及び発行株式の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている中小法人は除かれる。

現在少額減価償却資産の償却制度には、通常の償却制度のほかの3年間一括償却制度があるが、本年度の改正により中小企業者については即時損金算入制度の限度額が拡充されることとなる。

少額減価償却資産の償却制度

項目	通常の減価償却制度	少額減価償却制度		一括償却制度
		中小企業者	中小企業者以外	
対象範囲	全資産	30万円未満	10万円未満	20万円未満
償却方法	定率法又は定額法による普通償却	即時償却	即時償却	3年間均等償却
償却年数	法定耐用年数	なし	なし	3年間
期中取得の月数按分計算	要	なし	なし	不要
残存価額	5%	なし	なし	なし
個別処理	要	なし	なし	不要
除去処分	できる	なし	なし	できない

インフォメーション

毎月勤労統計調査特別調査にご協力ください

- 東京都 -

東京都では、労働行政の基礎資料とするため、常用労働者が1～4人の事業所を対象とし、そこで働く方々の給与、労働時間などを調べる『毎月勤労統計調査特別調査』を、8月に実施します。

なお、調査票にご記入いただいた内容等は、統計以外の目的には使用されません。調査に当たっては、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 東京都 総務局 統計部 人口統計課 毎月勤労統計係

Tel 03-5321-1111 (内) 25-531～5